○農林水産省告示第千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県美作市大原字大平七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平七八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県桐生市菱町五丁目字籾谷三八九・四〇三・四一一（以上三筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県津市一志町波瀬字須氏七七五一の一九、七七五一の二〇（次の図に示す部分に限る。）、七七五一の二一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字前柱五六四の三・五六四の四・五六五の三・五六七の九から五六七の一一まで（以上六筆国有林）・五六九の一三・五六九の一六から五六九の一八まで・五七二の五・五七五の二（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字釜屋敷四九の一・四九の二・五四の五（以上三筆国有林）・五四の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）・五四の八（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県香川郡直島町字チキリホウ四一九七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び直島町役場に備えおいて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田字古屋敷六四二三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字打込三九八四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第二百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社千葉県建築住宅センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	鈴木　和吉
変更後	小山　良治

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	小嶋　榮三
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第四百八十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づく水域として次のように指定する（平成二十五年五月十日から同年五月十二日までの毎日午前八時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十五年五月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

神戸須磨南防波堤灯台から真方位百六十八度二千八百メートルの地点を中心とする半径千三百メートルの円内水域並びに神戸須磨西防波堤灯台から真方位五十度三百メートルの地点から神戸須磨南防波堤灯台まで引いた線、同灯台から真方位百六十八度二千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百七十度千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から神戸須磨西防波堤灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域。